

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第68回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年12月18日（金） 10時59分～11時8分
於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博正、長田 三紀、
三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

第4 出席した関係職員等

福 岡 徹（総合通信基盤局長）
大 橋 秀 行（電気通信事業部長）
佐々木 祐 二（総合通信基盤局総務課長）
竹 村 晃 一（料金サービス課長）
豊 重 巨 之（料金サービス課課長補佐）
東 政 幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3077号】

開 会

○辻部会長　少し時間が早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第68回を開催したいと思います。本日、部会には委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 答申事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3077号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件でございます。

それでは、諮問第3077号「接続料規則等の一部改正」について審議いたします。本件は総務大臣からの諮問を受け、本年10月30日開催の当部会において審議を行い、10月31日から11月30日までの間、意見募集を行いました。また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは相田委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　接続委員会の主査を務めております相田でございます。それでは諮問第3077号「接続料規則等の一部改正」につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。

資料68をご覧ください。本件の概要につきましては、6ページに具体的な記載がございますけれども、平成28年度から平成30年度までの3年間につきましては、本年9月14日に情報通信審議会より答申がなされました、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方につ

いて」におきまして、第7次モデルを用いたLRIC方式を接続料算定に適用することとされております。本件はこの答申を踏まえ、平成28年度以降の接続料算定の方法につきまして所要の規定整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように本年10月31日から11月30日までの間、意見募集が行われ、2件の意見の提出がございました。これを受けて、今月8日に接続委員会を開催し、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、1ページにあります報告書に示しましたとおり、本件接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきます。なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページから4ページに取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省よりご説明いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○豊重料金サービス課課長補佐 料金サービス課の豊重でございます。それではお手元の資料に基づき、提出された意見及びその考え方についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

今回意見の提出は合計2者からということで、ソフトバンクと個人から意見が提出されております。

意見1は、IP-LRICモデルの採用を見据えた課題解決に向けて議論を進展すべきという意見でございます。具体的には、「この度」で始まる段落でございますように、今般の省令改正により現行のPSTNベースのいわゆる第7次LRICモデルが導入されることとなりますが、IP網への移行が進む現状において、今後IP-LRICモデルの採用を見据えた課題解決に向け、議論を進展させるべきという趣旨の意見でございます。

考え方でございますが、右側でございますように、本年9月14日の情報通信審議会の答申に示されたとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合にはIP-LRICモデルの適用可能性について別途検討を行うことが適当であるという考え方を示してございます。

意見2は光ケーブルの経済的耐用年数の見直しについて賛同との意見でございます。今般の見直しにより経済的耐用年数が2.5年延びたこととなりますが、考え方としましては賛同のご意見として承るといたしております。

3ページをご覧ください。

意見3は災害対策にかかるコストの妥当性の検証についてのご意見でございます。具体的には、「しかしながら」で始まる段落でございますように、事業者などの構成員からなるワーキングメンバーに開示された災害対策については対策内容の概要及び投資額の概算は開示されているものの、工法や規模等の詳細が開示されていないことについて検証可能なレベルまで具体的に対策内容を開示すべきとの意見でございます。

これに対する考え方としましては、長期増分費用モデル研究会の報告書に基づき、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲の考え方と整合するものであることが確認されたものであることから、特段今般の省令改正案を修正するものではございませんが、今後、災害対策コストの検証の方法については適切な検証が行われるよう、長期増分費用モデル研究会において検討されることが適当という考え方を示しております。

意見4は、き線点RT-GC間伝送路コストは接続料原価から控除すべきという意見でございます。

これに対する考え方としましては、情報通信審議会の答申でも示されたとおり、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から、補てん対象額の算定方法を当分の間変更することとされたことに起因するものでございますが、き線点RT-GC間伝送路コストのあり方については別途検討を行うことが適当という考え方を示しております。

最後の意見5は、光サービスの勧誘について監督官庁としてどう思うかという、個人の方からのご意見でございます。

こちらは本意見募集対象外と考えられるため、総務省において参考とすることが適当という考え方を示しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○辻部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

意見募集で出てきましたものはおおむね賛成と、もう一つはI P-L R I Cの採用と、あるいは、き線点R T-G C間伝送路コストの接続料から除くということです。これも今まで議論されてきましたが、なかなか決め手がなもので、今後も引き続き接続委員会や長期増分費用モデル研究会においてご検討を願うということをお願いできればと思います。おおむね賛同の意見が出ておりますので、本件の諮問第3077号につきましては、お手元の答申案のように答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

短いですが、本日の審議が全て終わりましたが、委員の皆様から何かございますでしょうか。それでは事務局からございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐(事務局)　事務局からご報告させていただきます。次回の電気通信事業部会ですが、年明け1月26日火曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては別途事務局のからご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○辻部会長　それでは、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

閉　　会